

Title	第23回ワークショップ西洋史・大阪 報告要旨 : 2018年6月16日大阪大学
Author(s)	
Citation	パブリック・ヒストリー. 16 P.95-P.98
Issue Date	2019-02
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/71606
DOI	10.18910/71606
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

1. 石炭エネルギーとイギリス農業革命 1790-1850

大西悠（大阪大学大学院）

本報告では、18世紀後半以降に生じたとされるイギリス農業革命において、新しいエネルギー源としての石炭が重要な役割を果たしたという視点から、石炭が具体的に食糧生産にどのように関わったのかを、特に農業用生石灰のための燃料に注目して分析を行った。

ナポレオン戦争の期間にイギリス農業は大きく変化したとされる。中世以来イギリスではミッドランド諸州において小麦生産が盛んであったが、いわゆる輪裁式農法の導入が開始されると、クローバーやカブといった中耕作物の成長に適した土壌が求められるようになっていく。イングランドは一部を除いてその土壌は全体的に酸性度が高く、この修正が為されない限り、反当収量の増大をもたらす輪裁式農法の導入はかなわなかった。この酸性土壌を修正するほぼ唯一の人為的手段がアルカリ成分特にアグリライムと呼ばれる農業用生石灰の広域散布であった。しかし農業用生石灰の原料は重量が大きい為、投入コストが大きくなりその普及が妨げられてきた。石灰の原料を石炭で焼成することによって約半分の重量で同じ効果をもたらすことが可能となり、そのための焼成用燃料として石炭が用いられた。石灰焼成用のためには大量の燃料が求められたため、植物系燃料は枯渇気味となり、石炭が使用されるようになっていくという流れである。安価かつ豊富な石炭があつてこそ、イギリス農業革命が可能になったと考えられるのである。

2. 第一次世界大戦後ドイツにおける戦争犠牲者援護

——盲導犬の誕生——

北村陽子（名古屋大学）

第一次世界大戦開戦当初、ドイツにおいて傷病により除隊した戦争障害者への公的支援は、軍事年金に限られていた。しかし戦争が長期化するにつれて戦争障害者の数が加速度的に増えたため、彼らへの生活支援は喫緊の課題となった。リハビリを含む医療支援、職業教育、就労斡旋、農村への移住といった個別支援は、地域ごとに官民協働で行なわれた。この一環として、戦争失明者に向けて、戦場で怪我人を探索する救護犬を育成し直した盲導犬が1916年に提供され始めた。

第一次世界大戦の戦争犠牲者（約153万人の戦争障害者と400万人を超える戦没兵士遺族）への公的支援は、1920年に制定された国家援護法によって規定された。国家援護には、戦前

の軍事年金に加えて、医療支援や就労支援などが含まれた。このうち四肢欠損者への義肢貸与および戦争失明者への盲導犬貸与は、援護法の枠内で「生活に必要な支援器具」と認定され、公的資金から費用が充当された。

視覚障害を負った除隊者は終戦時に1万5000人ほどだったが、盲導犬として提供されたのはわずか600頭であった。「生活に必要な支援器具」たる盲導犬は、1922年以降は希望する一般の視覚障害者にも自己負担で提供されていく。1928年には労災による失明者に保険で貸与費用が充当されることとなり、貸与数も1930年時点で戦争失明者1500人、一般の視覚障害者1200人に増加した。第一次世界大戦期の戦争失明者支援である盲導犬の育成・貸与システムは、徐々に一般福祉の一翼を担うようになったのである。

3. アラゴンの騒乱にみる近世スペインの複合性

——異端審問所によるアントニオ・ペレスの移送を中心に——

岡田智也（広島大学大学院）

近世ヨーロッパの国家は多くの場合、複数の政治体を独りの君主の下に統合する「複合君主政」であったというJ・H・エリオットの議論は研究者の間に膾炙している。本発表はそうした議論を念頭に置き、1590年代初頭の「アラゴンの騒乱」を異端審問所によるアントニオ・ペレスの移送を中心に検討することで、アラゴン王国の事例から近世スペインの政治秩序を検討するものである。

15世紀末以来、アラゴン王国はフェロを論拠として、カスティーリャに宮廷を構える王権の政治的干渉に反対してきた。とりわけ、フェリペ2世時代には副王の任命を巡って王権とアラゴン特権身分層の対立が激化した。それゆえ、1590年に国王の元秘書官アントニオ・ペレスがアラゴンに現れた際には、特権身分層はペレスを保護し、彼の王権との係争を支援したのである。

この係争において、王権はペレスを異端審問所に移送することを試みた。従来これは王権に従属する異端審問制度を用いてフェロを超克しようとする王権の意図を示していると理解されてきたが、実際には王権は刑事裁判と査察裁判というアラゴンの裁判制度に基づいた解決を志向していたのであり、異端審問はそれらの手段が失敗に終わった後に、いわば窮余の策として用いられていた。

このことは、王権は地域の伝統的な慣習・制度・法律を無視し得なかったことを示している。むしろ、「騒乱」後の1592年のタラソナのコレタスにおいて、アラゴンの制度の抜本的な改革がなされなかったように、近世スペイン王権は王朝の複合政を維持することで政体を安定させていたのである。

4. 12-13 世紀におけるポンティウ伯の上級裁判権

大浜聖香子（九州大学）

本報告では、ポンティウ伯による上級裁判権の掌握状況を確認するため、伯文書のうち上級裁判権に関係する内容を有する文書のテキストを網羅的に検証した。

ポンティウ伯は統治活動の本格的な始動期とされる 12 世紀末から 13 世紀初期において上級裁判権に相当する留保された裁判権を保持し、コミュニン文書群の発給を通じて伯による裁判権の保持を浸透させた。13 世紀中期以降はポンティウ伯が上級裁判権を有する地点が増加しており、伯による上級裁判権の獲得の進展が確認される。そして他者の領地においても伯の上級裁判権が優越している事例が確認される。

一方でポンティウ伯領においては伯以外にも上級裁判権を有する領主がいた。13 世紀中期から後期において、ポンティウ伯は伯領における完全な上級裁判権の独占には至っていなかったが、伯はこれらの領主の寄進行為の確認を通じて、上位権力として優越的立場に立っていた。

伯の行使した上級裁判権の対象として特に登場頻度の高いものは、殺人、強姦、宝物漂着物取得権であった。宝物漂着物取得権の重視からは、ポンティウ伯にとって上級裁判権が、伯領内における上位権力としての源であるとともに、統治活動における重要な収入源であったことがわかる。

ポンティウ伯は伯領において一領主以上の領域的上位権力として君臨することを目指していた。またポンティウ伯領において他の領主も上級裁判権を有していた状況からは、多様な諸権力の活動する場という中規模領邦としてのポンティウ伯領の特性の一端も垣間見ることができ

5. 地域とクラブから見たオーストラリア・スポーツ史

藤川隆男（大阪大学）

スポーツ史の領域においては、近年グローバル・ヒストリーへの関心の高まりもあり、メディア・スポーツ複合体と呼ばれる、国際的なメディア資本によるスポーツへの影響力の高まりと、スポーツ競技自体の変質が重大な関心事となっている。そうした中であって、国際的なメディア資本の戦略によって、大都市郊外の地域からスポーツ・チームが奪われてしまう状況には、研究の光が当てられてきた。しかし、オーストラリアの農牧業地域に点在する人口数千から数百人の町にあるスポーツクラブは、これまで十分な研究が行われることはなかった。本報告では、オーストラリア第 2 の人口を持つヴィクトリア州を対象に、地方のスポーツクラブが地域コミュニティの生活に持つ意義を検討した。

ヴィクトリア州で最も人気のあるスポーツは、オーストラリア・ルールズ・フットボールであり、農牧業地域には 19 世紀の後半に多数のクラブとチームが誕生し、21 世紀初頭にはクラ

ブ数は 500 弱、チーム数は 2700 弱に達しており、人口 500 人以上の町のほとんどが、スポーツクラブを擁し、こうしたクラブに属するチームは町の交流のハブとなり、アイデンティティの核になっている。しかし、人口の減少や若年層の流出という問題に直面して、クラブの維持はますます困難になっている。多数のヴォランティアの協力と募金活動の成功などにより、多くのクラブはなんとか現状で維持されているが、今後の展開は楽観できるものではない。